

令和5年度第1回京都市男女共同参画審議会 摘録

- ＜日 時＞ 令和5年9月7日（木）午前10時30分～正午
- ＜場 所＞ ウィングス京都 セミナー室B
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
釜屋 飛鳥（市民委員）
国松 治一（弁護士）
多賀 太（関西大学文学部教授）
手嶋 昭子（京都女子大学法学部教授）
日下田貴政（京都新聞南部支社編集部長兼論説委員）
藤野 敦子（京都産業大学現代社会学部教授）
丸山 里美（京都大学大学院文学研究科准教授）
- ＜欠席委員＞ 奥野美奈子（京都銀行 取締役）
笹山文美代（京都市地域女性連合会 常任委員）
下村 幸児（日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長）
鈴木 千鶴（市民公募委員）
谷口 洋子（京都府医師会 副会長）
- ＜オブザーバー＞ 京都府文化生活部男女共同参画課
（公財）京都市男女共同参画推進協会
- ＜内 容＞ 1 第5次京都市男女共同参画計画の進捗状況について
（1） 令和4年度 真のワーク・ライフ・バランスの推進について
（2） 令和4年度 DV対策の強化について
2 令和4年度 附属機関等における委員の登用状況について

＜主な意見＞

【1 令和4年度 真のワークライフバランスの推進について】

藤野委員 「働き方の幅を広げる女性対象デジタルスキル基礎講座」に関して聞きたい。

経済産業省による報告では、2030年頃にデジタル人材が最大で約79万人不足することが試算されているとあった。

例えばシステムエンジニアは、女性が家庭の事情などでキャリアが1度中断しても、文系の学部の卒業であっても、就業しやすい分野である。女性が就業を継続する上で、ひとり親やシングルマザーも500万程度の年収が期待できるうえ、ジョブ型で働きやすい職種であるため、就業継続したい女性やシングルマザーなど一人親にとっても有利な職種である。

こういった将来的なデジタル人材の育成も目的に含めて事業を進めているのか聞きたい。

事務局 令和4年のデジタルスキル講座は、少人数で実施をしており、小規模事業主の方がネットショップを開設する方法や、スマートフォンで商品を撮影する方法など、より実践的な手段として使えるような内容の講座とした。

京都府でもデジタル人材の育成に関して、女性対象のデジタルスキル講

座を実施しているなど、様々な主体が対象を特徴化したうえで取り組んでいる。

本市のデジタルスキル講座に参加された方の感想では、「デジタル分野への苦手意識を克服するために良い機会になった。」という声もいただいております。入門編的な内容ではあるが、システムエンジニアなど、次の段階にステップアップを検討していくための内容となっている。

藤野委員 エンジニアと言えば男性職種である一方、保育士や看護師のケア分野は女性という意識、ステレオタイプなイメージがあると思うが、システムエンジニアは働き方が柔軟で働きやすいと思われ、是非、女性の方に、システムエンジニアをはじめとするデジタル関連の職種は、一旦辞めてもキャリアを再開しやすいこと、文系でも就職できる分野であることを知って欲しい。

デジタル分野での女性活躍が増えることを期待している。

釜屋委員 男性を対象とした家事育児参画講座について関心がある。

講座は男性を対象としているが、すべての男性なのか。それとも育児当事者に限ったものか。

実施効果・評価にある「お互い悩みや不安を共有できた」とは、具体的にどういった悩みや不安が参加者の方から出たのか分かれば教えてほしい。

育児当事者の方を対象にした取組はすごく良いと思うが、育児当事者ではない方や、子どもがおられない、又は子どもを持つ予定がない方、また、当事者でなく見守ったり、支える側の方を対象とするワーク・ライフ・バランスの啓発の取組に重点的に取り組むことも必要だと思っている。

シティリビングへの掲載などはそうした取組に当たると思うが、今後、育児当事者以外に対しても取組を行う予定はあるのか。

事務局 家事育児講座について、育児当事者の方、又は親になる予定の方を対象としており、お子さんがいる方に限定していない。

子どもを持つ予定の方や、自分の将来の参考として受講したい方も含めて広く募集をしている。

感想として、「グループワークにより、参加者全員が疑問を共有できてスッキリした」「配偶者としっかり話し合いをすることで幸せになれるんだな」といった声をいただいている。

男性の育休取得については、国においても、男性の家事参画が女性活躍に繋がっていくとの考えに基づいて、民間企業の男性育休取得率を現在の約17%から2025年度には50%に引き上げるという高い目標を掲げている。

育児当事者を支える方への取組について、シティリビングでの掲載に加え男性の育児参画セミナーで企業向けに男性従業員が育休を取りやすいル

ール作りを検討することを促す取組もしている。今後も様々な取組を進めていきたいと考えている。

家事育児講座に参加された方からは、育休を取ることによる金銭的な影響や、育休取得中には職場に大きな負担を掛けてしまうといった不安の声があった。

家事育児講座への感想としては「参加者同士で思っていることを共有できて、実際に育休を取るにあたってのイメージを持つことができた」などの声があった。

釜屋委員 そうした不安の声に対応する取組につなげていくことが必要だと思う。

育休に限らず、男性の家事への参画はこれから大切になってくると思うので、男性が家事や育児に参画できるよう、多方面の部署と連携していくことが必要と思う。

例えば学校教育の現場などで、いずれ当事者になるかもしれない子どもや若い世代に向けて、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について学んでもらうことで、根本的で大きな社会構造の変化が期待できると思う。

【2 令和4年度 DV対策の強化について】

多賀委員 2点尋ねたい。1点目はDV対策強化について、相談体制の緊急ホットラインの件数及びDV被害者の支援状況の法律相談の件数が若干少ない事について分析等しているか。

2点目は民間シェルター支援の緊急一時避難支援事業の補助について、例年ニーズが増えてるように思うが、今後、補助件数が増えても十分対応できるような予算措置がされているのか。

事務局 1点目の緊急ホットラインの件数の減少は、分析はできていないが、コロナ下でのDV被害がかなり大きくクローズアップをされてきたなか、国が実施する電話相談「DVプラス」が開始されるなど、手段が多様化したことが影響していると考えられる。

法律相談の減少はDV相談者の事情によるニーズが影響していると考えられるが、こちらも確実な分析はできていない。

2点目の緊急一時避難支援事業補助金の件数が増えている件について、コロナ禍が明けて被害を受ける方が思い切って家から出てみようと思われたこと、公的シェルターにおける中学生以上の男子は施設に入れないなどの厳格なルールもあって民間シェルターに需要が集中したことが影響したと考えられる。

件数の増に対応する予算確保については努力していく。

国松委員 DV対策の相談支援について、相談者の属性、相談の内容、相談結果は集計されているのか。

法律相談について、法律問題のニーズがあまり無いということか。

関係機関との連携において弁護士との連絡会があるが、そこでは法律問題のニーズについて話が出ていないのか。

事務局 相談者は671人おられ、年齢面では40代が3割、50代が2割で合わせて半数を占める。お子様がおられる方は7割以上おられた。

相談内容は、離婚や加害者との関係整理についてが約870件、暴力を受けての身体の安全確保が約700件、被害者の生活相談が約400件というのがおよその内訳である。

相談結果として、加害者との関係整理ができた、施設の入所等で無事に別居できた、生活保護が受給できた、というように課題解決ができた割合は、相談者のうち約61%という結果が出ている。

法律相談について、DV相談者数671人のうち28人が、法律相談で弁護士の方に会って相談している。約5%程度の方が弁護士に相談していることになり、一定ニーズはあるのかなと考えている。

相談内容は離婚に伴う財産分与、慰謝料についての相談が多かった。

国松委員 相談件数671人は延べ件数か。

事務局 名前を聞いて相談を受けている方の人数で、延べ人数ではない。

国松委員 件数は多いように思うが、この表だけではどういう内容の案件が何件あり、どういう問題が起こってるのか理解しにくいと思う。

全部集計するのはかなり負担だと思うので、例えば今問題になっているデートDVが全体でどれぐらいの割合があり、それに関係して啓発事業の内容を記載するなど繋がりがわかるようまとめてほしい。

事務局 次回以降の審議会では、ご指摘を踏まえた資料作成に努めたい。

日下田委員 DV対策の強化に関することで、何点か尋ねたい。

ウイングス京都における男性のためのDV電話相談について、実際どういう内容の相談が寄せられているのか。

以前に、被害者のみならず加害者からも相談があると聞いたが、DVを考えるときに加害者イコール男性なのか、女性が加害者、男性が被害者というケースもあるのか。相談の現状を教えてほしい。

2点目だが、被害者への支援に関する施策として、いろんな事業があるということはよくわかった。深刻であると改めて思ったところだが、一方で加害者側へのアプローチは行政でどこまでできるだろうか。難しいと思うが、加害者側への何か改善を促せるような施策など、検討している取組や、他の機関との連携でやっていることなどがあったら教えてほしい。

事務局 男性のためのDV電話相談は、21件あった。

内訳は、加害者からの相談が10件、被害者からの相談が3件、被害者と加害者両方混ざるようなものが1件。その他、家族に関するものなどが7件である。

相談内容は、加害側からのものとして、家を出てしまった家族に会って謝りたい、配偶者と口論をして手をあげたことから警察に通報された、配偶者への怒りを抑える方法についての相談などがあった。

被害者側からの相談として、妻の暴言・暴力が酷くなってきて困っている、妻から稼ぎが少ないなどと言われ離婚を切り出されている、といった相談を受けている。

ウィングス京都では、電話相談を受けたあと面接相談に来ていただいて、改めて具体的な話を聞いたうえで、京都府の加害者支援プログラムに適する方については案内するなどの対応をしている。

日下田委員 デートDVも含めたDVについて学校で、子どもたちに教えていくことは必要だと思うが、その際「DVは男性がやるもの」という認識はやはり間違いなのか。その点は、どう現実を知ってもらい、どう認識したらいいのか。

手嶋委員 DVをテーマに研究している私から答えさせてもらおうと思う。

内閣府が配偶者からの暴力に関する調査を定期的に行っているが、男性が被害に遭われるケースも、一定のパーセンテージで存在しており、女性の加害者はいると思われる。必ずしも男性が加害者になるわけではない。同性カップルの間でもDVがあるとされているので、様々なタイプのDVがあるということだと思う。

子どもの頃からDVについて教育することについて考える際には、相手の性別にかかわらず、きちんと尊重し合える人間関係を作ろうという、基本的なところから始める必要があると思う。

なぜDVで男性加害者が多いかということについて、海外では何十年も調査・研究がされており、日本でも様々な研究が進められているが、そこでは、男女、共通した加害者の心理として特権意識があると言われている。男性の場合の特権意識は男尊女卑的、女性蔑視的な信念に根差し、女性の場合の特権意識は、例えば学歴の問題など、様々であるようだ。事例の数が少ないこともあって、なかなか女性加害者の調査というのが進んでいないようだ。

支援の現場で関わっている方々から直接聞いたことに基づいて、データに根差したことはないが、女性は学歴など様々な点でパートナーよりも自分の方が上だと思っていたり、自分の方に支配権があると考えている場合には、相手は自分の言うことを聞くべきであり、聞かないのであれば罰することが必要なんだ、というような意識を持つにいたり、暴言や暴力を振るってしまうことがあるようだ。

このように、男性の場合と女性の場合で信念や価値観の違いはあって

も、特権意識に基づいた自分の方が上だという認識により、支配従属の関係性を作ることが共通した構造だと言われている。

そういったことを、子供の教育の中で、上手に取り入れていければ良いと考えている。

事務局 今回の説明については、事務局の我々も注意しなければいけないと思う。

DVに限らず、パワハラやセクハラも、様々な加害が男性からであるという意識を持ち易いところがある。

京都市の広報物に関してもそうした意識に基づいたイラストを使用してしまう傾向があるかと思うが、逆の場合もあつたりするので、無意識に「男性が」という思い込みに捉われることなく、女性が加害者になる可能性があるという視点もしっかり持ちながらやっていくことが重要と考える。

丸山委員 DV対策強化について、京都市は婦人相談員を配置しているのか。

最近見た調査結果で、市町村において婦人相談員は任意設置となっており、京都府下で市町村に配置される婦人相談員数が2名しかおらず、全国で下から2番目であった。

来年から困難女性支援法が施行されるに伴って支援調整会議を開催しなければならないが、その際には婦人相談員が開催の呼びかけ等の役割を担うことが期待される。

年々、市町村設置の婦人相談員の数が増えており、困難女性支援法の施行に伴って多くの市町村が配置すると思われるが、京都市がどうするのか聞きたい。

事務局 京都市では婦人相談員は配置していないのが現状である。

来年4月の困難女性支援法の施行に向けて対応を検討している。今後、当審議会で報告させていただきたい。

なお、府下の婦人相談員を設置している市町村は増えており、現在6市であると聞いている。

丸山委員 市町村配置について婦人相談員を設置する場合は、非常勤であれば国から予算の補助があると聞いているので、それを活用することも含めて、設置の検討をお願いしたい。

手嶋委員 他の委員からも質問があつたとおり、DVに係る法律相談が減ってきていることが、法学部の私自身も気になる。法律に対する諦めのようなものがあるのであれば残念だと思う。

法律相談の内訳で何が減ってきてるのか、全体的に減ってきているのか、分かるか。

事務局 申し訳ないが、この場で確認できる資料を持ち合わせていない。

手嶋委員 法律相談に対応する弁護士についてはどのような体制か。弁護士会から順番に来られたりするのか。

事務局 法律事務所との契約により体制をとっている。

手嶋委員 今後、法律相談について分析ができれば、報告を聞きたい。

【3 令和4年度 推進事業の取組状況一覧について】

藤野委員 第5次男女共同参画基本計画のなかでは、京都市立の学校の校長先生などの管理職の人数などが見当たらない。

小学校には6～7割近く女性教員がいると思うが、管理職である校長先生が女性である数は非常に少ないのではないかと思うが、目標値等は設定されているのか。

「隠れたカリキュラム」とも言われるように、子どもが教育現場の構造化を見て無意識のうちにジェンダー規範を身につけてしまう可能性があるため、どのように取組を推進しているのか聞きたい。

事務局 市の教育委員会事務局で特定事業主行動計画を作成しており、小中学校の校長・教頭の女性割合が25%以上にするという目標を掲げており、令和2年度には22.7%であった。

藤野委員 小学校は女性教員の割合が6～7割ぐらいであることを考えると、管理職中の女性教員の割合の目標は少し低めに設定されていると考えられ、それでも達成されていないのであれば、もう少し頑張らないといけないと思う。

【4 令和4年度 附属機関における委員の登用状況について】

藤野委員 附属機関とはこういった機関か。

事務局 京都市が様々な対策を意思決定等をする際に意見をお諮りするための専門家による合議体である。当審議会も該当する。

意思決定の際のほか、懇談会といったものを設置する場合もある。

京都市では、様々な附属機関で女性登用の促進を図っていく取組を進めているものである。

日下田委員 6つある行政委員会のうち、2つは女性委員がいないという。この時代、女性がいらない委員会があるのか。どの委員会に女性がいらないのか教えて欲しい。

事務局 選挙管理委員会と監査委員会である。

行政委員会は、行政運営の公正性や中立性、専門性などを確保するために独立性を有する行政機関である。

京都市においては、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会がある。

選挙管理委員委員会は定数4名で、市会の議決によって選任される。

監査委員の定数は4名で、うち2名は市会議員の中から、残る2名はすぐれた識見を有する方を市長が選び、市会の同意を得て選任されている。

いずれも市会により選任される委員であって、当室では特に市長の附属機関等について取組を行っていることから、指摘された行政委員会に対してはできることは限られるが、しっかりと多様な意見を反映させることの大切さを、それぞれのセクションと共有していきたい。

日下田委員 今、あらゆる組織や委員会における男女比率を見直そうという世の中の流れがある中で、行政委員会とはいえ、男性ばかりの構成で何か不具合や問題があったり、判断の深みに影響が出たりすることはないのか、という懸念があるということを指摘しておきたい。

手嶋委員 京都市会議員の女性割合はどれぐらいか。

事務局 本年4月の改選後で、66人のうち17名が女性議員で25.8%が女性議員である。

手嶋委員 その割合で市会から委員を選出すれば改善されるのではないかと思う。

【5 その他】

丸山委員 今回の説明の中ではなかったのだが、前回の審議会において、ウィングス京都の活用の仕方について様々な意見や質問が出て、その多くについて「今後検討する」といった回答だったが、その後の検討の進捗はどうか。

事務局 前回の審議会では、サウンディング調査等により、本市の男女共同参画の拠点である施設の機能を生かしつつ、より魅力のある施設にするため、あり方を検討していることを報告した。

様々な検討要素があり、引き続き検討している。

また、何か方針が決まれば、当審議会でも情報提供したいと思う。

多賀委員 本日、ウィングス京都に来て気づいたことだが、男性トイレに男性相談について案内するカードが置いてあった。

また、使用したトイレには子どものおむつを替える台はなかったが、そういったニーズがあったら知らせてください、という張り紙を目にして、男性にも焦点を当てながら男女共同参画に取り組まれているな、と思った。

(以上)